

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

IV 社会保障

3 年金制度の動向

厚生年金保険法等改正案成立

厚生省は、九月二十九日、さきの第九一通常国会で廃案となった厚生年金保険法等改正案(本年鑑一九八一年版五二六一五二七頁参照)を原案どおり再提出する方針をかため、一〇月七日に健康保険法改正案とともに第九三臨時国会へ提出した。

提出されたのち、改正案の審議は、健康保険法改正案とセットですすめられたが、実施時期とのからみで一六日がタイムリミットと考えられ、ぎりぎりの一六日に与野党の話し合いで、(1)厚生年金保険法等改正案を一六日に採決する、(2)健康保険法等改正案はひきつづき協議し、誠意をもって議了することに努力するという合意に達した。

すでに九日に自民党から、(1)四〇歳未満の妻の遺族年金不支給規定の削除、(2)老齢年金支給開始年齢六五歳引き上げの訓示規定の削除の二点を内容とする修正案が提示され、社公民の野党三党は、第九一通常国会での四党修正合意どおり、自民党の提示する修正二項目に加えて、政府原案から千分の三引き下げた保険料を要求していたため、改正の焦点は保険料率の引き上げ幅を政府原案どおりとするか四党修正合意にそって千分の三だけ緩和するかという点にしぼられた。大蔵省は、法案提出の際に保険料率を修正せずに原案どおりとするという条件をつけるなど、修正に強く反対したが、健保法改正案とのからみで、最終的に首相の裁断により保険料率を政府原案より千分の三引き上げるという修正方針を決定した。これによって同日、保険料引き上げと保険給付改善を主な内容とする厚生年金保険法等改正案の修正案が四党共同提案として衆院社会労働委員会に出され可決、翌一七日衆院本会議、二九日参院本会議で可決、成立した。

おもな改正内容はつぎのとおりである。金額は月額、カッコ内は現行額を表わす。

【改正内容】

一、厚生年金保険

(1)年金額の引き上げ(八〇年六月から)

(1)年金額水準——三〇年加入、夫婦の場合、一三万六〇五〇円(二八年加入、夫婦の場合一〇万七八五八円)

(2)加給年金額——(ア)配偶者一万五千元(六千元)、(イ)第一子、第二子五千元(二千元)、(ウ)第三子以降二千元(四五百円)、但し、夫婦ともに老齢年金を受けとることができるときは加給年金を支給しない(新規事項)

(2)遺族年金

(1)寡婦加算額の引き上げ(八〇年八月から)、(ア)子二人以上一万七五〇〇円(七千元)、(イ)子一人一万円(五千元)、(ウ)六〇歳以上、一万円(四千元)但し、他の制度か

ら老齢年金を受け取ることができる場合は寡婦加算を支給しない(新規事項)。[参考]子二人寡婦の最低保障額六万九三〇〇円(五万八三三円)、子一人寡婦の最低保障額五万六八〇〇円(四万六八三三円)、六〇歳以上寡婦の最低保障額五万八〇〇円(四万八八三三円)

- (3)標準報酬の改定(八〇年一〇月から)
上限四一万円(三二万円)、下限四万五千円(三万円)
- (4)保険料率の改定(八〇年一〇月から)

一般男子一〇・六%(九・一%)、女子八・九%(七・三%)、坑内夫一一・八%(一〇・三%)、女子の保険料率は八一年以降、毎年六月分から〇・一%ずつ引き上げ、男女差の解消をはかる。

二、国民年金(拠出制)

- (1)年金額の引き上げ(八〇年七月から)
 - (1)保険料納付済期間に乗ずる額一六八〇円(一三〇〇円)。
 - (2)経過的老齢年金額についての特例——(ア)一〇年以上二五年未満の被保険者期間で支給をうける経過的老齢年金額の加算六五〇円(五〇〇円)従つて一〇年年金二万六五五〇円(二万四七四二円)、(イ)五年年金二万二六〇〇円(二万一〇八円)
 - (3)障害年金 (ア)一級の場合五万二二五〇円(四万九七九二円)(イ)二級の場合四万八〇〇円(三万九八三三円)
 - (4)母子年金——五万六八〇〇円(三万九八三三円)
- (2)母子・準母子加算の創設(八〇年八月から)

母子、準母子年金受給者のうち、夫の死亡により他制度の遺族年金の支給をうけられない者に一万五千円、但し、母子年金、準母子年金の受給者が他制度から老齢年金(障害年金)を受けるときは母子・準母子加算は支給しない。

- (3)遺族年金等の調整——夫等の死亡により他制度の遺族年金等をうけることのできる場合、母子・準母子年金の支給停止率は五分の二(三分の一)
- (4)保険料額の改定——八一年四月から四五〇〇円(三七七〇円)

三、福祉年金

- (1)年金額の引き上げ(八〇年八月から)
 - (1)老齢福祉年金二万二五〇〇円(二万円)
 - (2)障害福祉年金 (ア)一級の場合三万三八〇〇円(三万円)、(イ)二級の場合二万二五〇〇円(二万円)
 - (3)母子・準母子福祉年金二万九三〇〇円(二万六〇〇〇円)
- (2)所得制限限度額の改正(八〇年八月から)

(1)本人所得制限 (ア)老齢・障害福祉年金(夫婦の場合)年収二一六・四万円(二〇八万円)、(イ)母子・準母子福祉年金(母・子一人の場合)年収三六一万円(三四七万円)

- (3)公的年金との併給限度額の改定、四五万円(四一万円)

四、児童扶養手当

- (1)手当額の引き上げ(八〇年八月から)
 - (1)児童一人の場合二万九三〇〇円(二万六〇〇〇円)
 - (2)児童二人の場合三万四三〇〇円(二万八〇〇〇円)

五、特別児童扶養手当と福祉手当

- (1)手当額の引き上げ(八〇年八月から)
 - (1)特別児童扶養手当 (ア)障害児一人につき二万二五〇〇円(二万円)、(イ)重度障害児一人につき三万三八〇〇円(三万円)

(2)福祉手当九二五〇円(八〇〇〇円)

厚相は、一月二〇日、(1)厚生年金、国民年金等物価スライドの実施時期の繰り上げ、(2)福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当の額の引き上げ、(3)老齢福祉年金の所得制限、を内容とする、「国民年金法等の一部を改正する法律案要綱」を社会保障制度審議会に諮問した。老齢福祉年金への新たな所得制限の導入については、きびしい財政状況下にあるなかで必要なところに重点的に給付し余裕のある人には一部停止する、という考え方を明らかにした。諮問を受けた審議会は、この所得制限についてつぎのような指摘をした。「今回の老齢福祉年金における扶養義務者等の所得による一部支給停止の導入は……明確な方向づけに欠けている」、「所得制限の問題は、ますます重大となってきているので関係諸制度の性格を充分考慮しつつ、給付額と所得制限との関係をも含め、社会保障制度の本質に立脚した基本的検討に努められたい。」

答申を受け、厚生省は改正法案を国会へ提出、五月二五日参院本会議で可決、成立した。二五日に物価スライド引き上げ幅七・八%が告示された。
おもな法改正の内容はつぎのとおりである。金額は月額、カッコ内は現行額をあらわす。

【国民年金法等の改正内容】

(1)年金の物価スライド 七・八%の引き上げを、厚生年金は六月(法定一一月)、国民年金は七月(同八二年一月)に繰り上げて実施する。

(2)老齢福祉年金額の改定(八月実施) 新たに六〇〇万円を区切りとする所得制限を導入し、(ア)六人世帯で扶養義務者の年収六〇〇万未満の場合二万四〇〇〇円(二万二五〇〇円) (イ)六〇〇万以上八七六万円未満の場合、二万三〇〇〇円(二万二五〇〇円)

(3)障害福祉年金額の改定(八月実施)(ア)一級障害の場合三万六〇〇〇円(三万三八〇〇円)(イ)二級の場合二万四〇〇〇円(二万二五〇〇円)

(4)母子・準母子福祉年金額の改定(八月実施)三万一二〇〇円(二万九三〇〇円)

(5)児童扶養手当額の改定(八月実施)(ア)児童一人の場合三万一二〇〇円(二万九三〇〇円)、(イ)児童二人の場合三万六二〇〇円(三万四三〇〇円)

(6)特別児童扶養手当額の改定(八月実施)(ア)障害児一人につき二万四〇〇〇円(二万二五〇〇円)、(イ)重度障害児一人につき三万六〇〇〇円(三万三八〇〇円)

(7)福祉手当額の改定(八月実施)一人につき一万円(九二五〇円)

(8)児童手当額の改定(一〇月実施)市町村民税の所得割が非課税の低所得者の場合、七〇〇〇円(六五〇〇円)

なお、八一年七月二九日、村山厚相は、来年度の年金の物価スライドによる給付改善については、実施時期を繰り上げずに遅らす意向をかためた。

企業年金研究会報告

厚生省からの委託で「企業年金のあり方」を研究してきた企業年金研究会は、八一年六月二七日報告書をまとめ提出した。報告書は、企業年金にかんする問題点の指摘およびそれにとまなう改革の方向を示している。改革の方向では、企業をとりまく環境の変化と企業年金に期待される機能の分析をふまえ企業年金充実のための改革事項を提示している。(1)老後保障において企業年金に期待される「つなぎ」機能および「上積み」機能が発揮されるように実質価値維持、受給権保全のための策が必要である。(2)企業

の自主性を尊重し、設立要件の緩和、給付設計の弾力化、税制等の再検討が必要とされている。(3)企業年金制度の整合性ある発展のために、行政の一本化、行政間の調整がはかられるべきである。

厚生省は、報告書をもとに検討をすすめ、秋にも年金制度基本構想懇談会に審議要請をおこなう方針である。

日本労働年鑑 第52集 1982年版
発行 1981年11月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
